1月17日

平成30年1月

関係各位

河津町役場建設課

法面工事に伴う通行止のお知らせ

平素より町土木行政につきましては、ご理解ご協力をいただきありがとうご ざいます。

さて町では、道路法面点検の結果に基づき、町道上峰線法面補修工事を下記のとおり実施します。工事中は道幅が狭い区間であるため、<u>終日全面通行止</u>とさせていただく日があります。ご迷惑をお掛けいたしますが、皆様のご理解ご協力をお願いします。

記

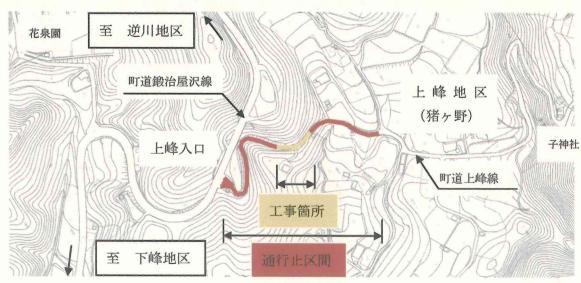
工事期間: 平成30年2月1日~平成30年3月20日まで(予定)

規制日: 工事期間の内20日程度(予定)

(通行止) ※規制日は現地看板にてお知らせします。

工事箇所: 上峰地区 町道上峰線 猪ヶ野から上峰入口までの約50m区間

施工業者: さくら建設株式会社



建設課 村串 Tm. 34-1952 さくら建設㈱ 杉井 Tm. 32-2655

第25回浜区ほのぼの文化展

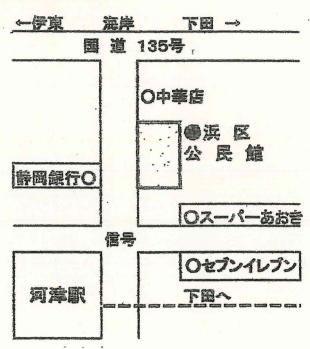
●開催日時 2月23日(金) ~2月25日(日)の3日間

午前10時~午後6時

最終日は午後4時終了

●場所 浜区公民館2階

* 入場は無料です コーヒーのサービスがあります



○展示作品は浜区民の作品です

「油彩・水彩画・パステル画・俳画・刺繍・書道・写真・短歌・彫刻・ちれめん・貝絵 木工・編み物・華道など」

特別展1 浜子供会作品 プラコップ・牛乳パックキャンドルホルダー

特別展2 河津町の学校と文化福祉の発展に生涯を捧げた 故 鈴木千代雄先生

「皆様のご来場をお待ちしております」

浜区文化展実行委員会



マイマイホール"hai hai Hale" 2018年 イベントカレンダー 2月



3 (土) 小ホール 4 (日) 大ホール	『第14回しずおか町並みゼミ in 下田湊』 開演11:00 終演19:40 関係者のみ お問い合わせ先 下田にぎわい社中 ☎ 090-4168-9007 下田吹奏楽団&ジュニアプラス 『第21回 定期演奏会』 開演14:00 終演16:00(予) ご自由に お問い合わせ先 下田吹奏楽団 野崎 ☎0558-28-0114	10 (土) 11 (日) 小ホール 17(土) 小ホール	劇団夢波 第12回公演『翠玉の迷宮』 10日(土)開演19:00 11日(日)開演14:00 チケット(全席自由):前売 700円/当日 800円 ※高校生以下及び18歳未満無料 お問い合わせ先 劇団夢波 土屋 ☎ 080-6942-4412 第9回 下田まち遺産 "こども"シンポジウム 開演14:00 終演15:30 ご自由に
6 (火) 7 (水) 8 (木) 9 (金) 大ホール	伊豆太陽農協 金融・共済合同観劇 6日(火)①13:30~16:00②17:00~19:30 7日(水)①10:00~12:30②13:30~16:00 ③17:00~19:30 8日(木)①10:00~12:30②13:30~16:00 ③17:00~21:30 9日(金)①10:00~12:30②13:30~16:00 関係者のみ お問い合わせ先 伊豆太陽農協 ☎0558-23-6012	20(火) 小ホール	お問い合わせ先 下田市役所 建設課 ☎ 0558-22-2219 (NPO)賀茂地区生涯大学奨学園 第20回港座。開業式

カルチャースクールのご案内

「始めてみたい…」

そんな思いを「始めよう!」に変えませんか?

マイマイカルチャースクール受講者募集中!!

主催:(公財)下田市振興公社

★新舞踊

■講師 : 藤間勘太鶴 先生 ■受講料:1ヶ月3,000円

■場所 : 下田市民文化会館・リハーサル室他

■受講日: 1/9(火)・1/16(火)・1/23(火)・1/30(火)

2/6(火) • 2/13(火) • 2/20(火) • 2/27(火)

3/6(火) • 3/13(火) • 3/20(火)

■ 開講時間: 13時30分から(1回60分程度)

■持ち物:足袋(木綿)・着物、浴衣、

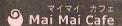
羽織など(袂のあるもの)

講座内容

初心者でも大歓迎!!

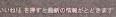
みんなで歌謡舞踊を基礎から楽しく学びましょう!

詳しくは下田市民文化会館までお気軽にお問合せください。 TEL 0558-23-5151



10:00 am ~ 4:00 pm テイクアウトもできます

racebook





知心景のための

無台接術看養成基礎

~受講者募集のご案内~

講座内容

初心者を対象とした、劇場の舞台機構や音響・照明・舞台の 基礎知識、専門用語などをマスターします。

講座日程(全6回/午後6時30分~8時30分の約2時間程度)

①2月14日(水):開校式(スタッフ紹介・舞台裏見学・講座説明等)

②2月21日(水):各セクションに分かれて基礎講座

③2月28日(水):各セクションに分かれて応用講座

④3月 7日(水):裏方実技発表に向けて実践的練習

⑤3月14日(水): 裏方実技発表

⑥3月18日(日):T.C. Dance Company

&豆州白浜太鼓公演の手伝い及び見学

※日程、内容は変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

:下田市民文化会館・大ホール及び小ホール

募集人員:高校生以上、男女問わず約20名

参加費 :1,000円(保険料、資料代)

申込方法:下田市民文化会館窓口に用意してあります

申込用紙に必要事項をご記入のうえ

参加費1,000円を添えてお申し込みください。

受付期間:平成30年1月10日(水)~1月30日(火)

※定員になり次第締め切り

お問い合わせ

下田市民文化会館 TEL 0558-23-5151



本紙は、12月20日現在の情報に基づいて作成しております。 ※内容に変更等がある場合もございます。予めお問い合わせの上、 ご確認頂けますようお願い申し上げます。

下田市民文化会館

〒415-0024 静岡県下田市4丁目1番2号

<2月の休館日> 5 (月) • 13日(火) • 19日(月) 26日(月)

tel:0558-23-5151 fax:0558-23-5311 URL: http://shimoda.main.jp/earth e-mail: ss-hall@vmail.plala.or.jp

マイマイホール "hai hai Hall"下田市民文化会館 イベントのご案内

下田オロシャ祭事業

第19回

下田国際友好コンサート

Shimoda International Friendship Concert



2018.3.4 回 OPEN 13:00/START 13:30 下田市民文化会館・大ホール

入場無料

出演

- ◇在日ロシア連邦大使館学校歌舞団「ロシアンカ」
- ◇下田市立下田中学校吹奏楽部
- ◇下田市立稲梓小学校3·4年生
- ◇ネパール民族舞踊(ふじのくに親善大使)他



管徽治高い运动也の上芒梁智《沦台い意世

お問い合わせ 下田市民文化会館 🕿 0558-23-5151

※会場の駐車スペースには限りがございますので満車の際にはご了承ください。

申告を忘れずに!

里面へ

平成30年1月1日現在、河津町に住んでいる方は、**住民税の申告**または**確定申告**により、平成29年中の所得を申告することになっています。 申告をしないと、所得証明書等の発行、国民健康保険税の軽減措置、児童手当の受給などに不都合が生じる場合があります。忘れずに申告しましょう。

■ 住民税の申告が必要な方

●平成30年1月1日現在、河津町に住所がある方 ※収入のなかった方も、その旨申告してください。

世民税の申告が不要な方

- ① 確定申告(所得税の申告)をしている方・または行う予定の方
- ② 給与収入のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から河津町へ提出されている方
- ③ 公的年金等収入のみで、公的年金等支払報告書が支払先から河津町へ提出されている方 (医療費控除・生命保険料控除等の各種控除を受ける方は申告が必要です。)

住民税申告受付

住民税の申告受付を下記のとおり行います。申告会場は役場第2会議室です。

■申告受付日

于口头门	الجال ا	
月日	曜	対象地区
2月13日	火	12 3 4 3 4 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
14日	水	全地区
15日	木	ESPERI T. LEGILEMON
2月16日	金	湯ヶ野・小鍋・下佐ケ野
2月19日	月	梨本·川横·泉奥原·大鍋
2月20日	火	1月1日から12月31日までの
21日	水	全地区
22日	木	79ABOSEUS
2月23日	金	見高浜·長野·見高入谷
2月26日	月	天川・上佐ヶ野・筏場・大堰
2月27日	火	逆川·縄地
2月28日 3月15日		全地区
(土·日除	()	CONTRACTOR OF STREET

■申告会場 役場2階第2会議室

■受付時間 9:30~16:00

※社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、昨年から各地区への出張受付を廃止し、全て役場で申告受付を行っています。ご不便をおかけしますがご了承ください。なお、これまで出張していた地区につきましては、地区限定の受付日を設定しましたのでご利用ください。

※譲渡所得(株式及び土地・建物等の売却による所得)がある 方は「サンワーク下田」で確定申告が必要です。

※申告内容によっては、「サンワーク下田」での確定申告へ行っていただく場合がありますのでご了承ください。

◇問い合わせ先 町民生活課 税務係 ☎34-1928

●公的年金等を受給されている方の申告について

- ・収入が公的年金等収入のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に受けたい控除がすべて記載されている場合、住民税申告は不要です。
- ・公的年金等の収入金額が400万円以下で、年金以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は不要です。ただし、各種控除(医療費控除、生命保険料控除等)を追加することにより、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。
- ・公的年金等以外の所得金額が20万円以下で<u>所得税の確定申告書の提出が不要の場合でも、住民税の</u>申告は必要です。

■ 確定申告(所得税の申告)が必要な方

●事業をしている方や不動産収入のある方、 土地や建物などを売った方で、所得合計額が、 社会保険料控除や扶養控除、基礎控除などの 所得控除の合計額を超える方

●給与所得がある方で次のいずれかに該当する方 ①給与の年間収入が2千万円を超える方 ②給与以外の所得金額が20万円を超える方 ③2か所以上から給与を受けている方

税務署による確定申告相談

会 場	期 間
下田市民スポーツセンター 「サンワーク下田」 第一会議室 (下田市敷根 761)	2月16日(金)~3月15日(木) 土·日曜日を除く 開設時間 9:00~17:00 (受付終了時間16:00)

- ・会場では電子申告(e-Tax)による申告相談を行います。
- ・税務署から送られたハガキ又は封書、「利用者識別番号等の通知」(緑色又は茶色の「重要書類」と書かれた封筒に入れてお渡ししています。)をお持ちの方はご持参ください。
- 期間中、下田税務署内では申告書の作成指導は行っていません。

出張相談		2月 日 2月		3月
会 場	受付時間	20 (火)	28 (水)	(木)
河津町役場 第1会議室	9:30~15:30	+	0	
東伊豆町役場 大会議室	9:30~12:00 13:00~15:30	0	.お合献	0

税務署の職員が来所し、電子 申告(e-Tax)による申告相談 を行いますので、積極的にご 利用ください。

※譲渡所得(株式及び土地・建物等の売却による所得)及び贈与税の申告相談は「サンワーク下田」のみで行います。出張相談では対応いたしませんのでご注意ください。

2月16日(金)~23日(金)(土・日曜日を除く)には税理士による「無料税務相談所」が開設されます。 開設時間9:30~12:00 13:00~16:00 会場:サンワーク下田 第二会議室 会場の混雑の状況により、案内を早めに終了する場合があります。

◆国税庁ホームページから確定申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成できます。

なお、作成した確定申告書等は印刷して郵送等により提出できます。

- ・所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税の期限は、3月15日(木)です。
- ・消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は4月2日(月)です。

◇問い合わせ先 下田税務署 ☎22-0185

自動音声により案内しておりますので、確定申告(所得税・消費税・贈与税)に関するお問い合わせは「O」を選択してください。

住民税申告、確定申告(所得税申告)に必要なもの

- ●マイナンバーの確認書類及び本人確認書類・・・下記参照
- ●印鑑(シャチハタ不可)
- ●事業所得、農業所得、不動産所得のある方・・・収入・支出(経費等の内訳)がわかる帳簿・領収書等
- ●給与所得、年金所得のある方・・・・・・・給与所得源泉徴収票、公的年金等源泉徴収票
- ●生命保険契約などに基づく個人年金のある方・・・・・・支払証明書等
- ●生命保険料控除を受ける方・・・・・・・保険料控除証明書(一般・介護医療・個人年金)
- ●地震保険料控除を受ける方・・・・・・・・保険料控除証明書(地震・旧長期損害)
- ●医療費控除を受ける方・・・・・支払った医療費領収書や保険金等で補てん金額がわかるもの
- ●障害者控除を受ける方・・・・・・障害者手帳、障害者控除対象者認定書
- ●寄附金控除を受ける方・・・・・領収書または寄附金受領証明書
- ●社会保険料控除を受ける方
- ・国民年金保険料および国民年金基金掛け金・・・・・・社会保険料控除証明書
- ※国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の納付確認書は、役場町民生活課②の窓口で発行いたします(無料)。また、納付額確認ハガキを1月下旬に送付いたします(普通徴収分のみ)。
- ●所得税の還付を受けるために確定申告する方・・・振込先(本人名義に限る)の口座番号がわかるもの

申告にはマイナンバーが必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入により、申告書へのマイナンバー(個人番号)の記載・本人確認が必要になります。

◆申告書への記載

申告書へ申告者本人、扶養親族および事業専従者のマイナンバーの記載が必要になります。

◆本人確認

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、本人確認書類が必要になります。本人確認書類には、「番号確認書類」と「身元確認書類」がありますので持参してください。

- ・住民税申告の場合又は税務署員が対応して確定申告書を提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要に なります。
- 町職員が対応して確定申告書を提出する場合は、本人確認書類の写しを確定申告書へ添付する必要がありますので、 コピーを持参してください。
- ご家族の分を申告する場合も同様ですので、申告者の本人確認書類を持参してください。

マイナンバーカード (個人番号カード) をお持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)ができます。

※コピーを持参の場合は、画面をコピーしてきてください。

マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類

【ご本人のマイナンバーを確認できる書類】

- ◇通知カード
- ◇マイナンバーの記載された住民票の写し 又は住民票記載事項証明書

いずれか1点

身元確認書類

【記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類】

運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・障害者

手帳・在留カードなどの写真付身分証明書

(上記が困難な場合): 健康保険証・年金手帳 など

いずれか1点

●事業(農業)・不動産収入がある方へ

- ◎平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました。
- O対象となる方 ※申告の際は、帳簿書類をお持ちください
 - 事業(農業)所得・不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての方(白色申告者も対象です) ※所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。
- 〇記帳する内容・帳簿書類の保存

収入金額や必要経費を記載すべき帳簿(法定帳簿)を備え付けて、収入金額や必要経費に関する事項を記帳する必要があります。

また、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、業務に関して任意で作成した帳簿(任意帳簿)や業務に関して作成し、又は受領した請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

	保存が必要なもの	保存期間	
作(選)	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年	
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年	
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年	
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類		

医療費控除を受ける方

一年間に支払った医療費が一定額を超えると、医療費控除を受けられますが、明細書の作成が必要になります。

下記のとおりあらかじめ整理・集計のうえ、明細書を作成し持参してください。

明細書は役場町民生活課に用意してありますのでご利用ください。

※平成31年分までの申告については、従来の領収書の添付による方法も可能です。

医療養控除を受けられる医療養等(払った医療養等ー補填(ほてん)された金額)の目安

・所得金額が200万円以上の方

(給与収入のみの場合、収入金額が3,116,000円以上の方) (65歳以上で年金収入のみの場合、収入金額が3,200,000円以上の方)

→ 10万円以上

・所得金額が200万円未満の方(給与・年金所得者は、上記収入金額より少ない方)→ 所得金額の5%以上

① 医療菩控除の対象になる領収書(レシート)を描えます

対象となるもの

- ・本人、または本人と生計が同じ家族・親族の分で、平成29年1月1日から12月31日までの間に実際に支払った金額
- 医療機関で受けた診療の費用(出産のための定期健診、分娩費用も含む)
- 薬局・薬店で医薬品(市販品も含む)を購入した費用
- ・通院のための電車やバスの交通費(日付、経路、金額を控えてあれば領収書不要)
- 保険金、高額療養費など、医療費の補填(ほてん)を受けた場合は、そのことがわかる書類

認められないもの

- 治療と関係のない費用(本人都合による差額ベッド代、文書料など)
- ・予防関係の費用(予防接種の費用、栄養ドリンク・サプリメント等)
- タクシー代(急を要する場合や、電車やバスが利用できない場合は対象になる)
- ※寝たきりの方のおむつ代は、医師が発行する「おむつ使用証明書」があれば認められます。

②領収書を分類して集計する

医療を受けた人ごとに分け、医療機関・薬局ごとに合計額と補填(ほてん)額を集計してください。

*領収書は5年間の保存が必要です。税務署に提示又は提出を求められる場合があります。

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける方

※従来の医療管控除との重複はできません

領収書

領収書

領収書領収書

人領収書

領収書

- ・健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(人間ドック、インルエンザの予防接種、事業主健診、特定健康診査、特定保健指導、乳がん、子宮がん検診など)を行っている方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に受けることができます。
- <u>必要な手続(①,②の添付又は提示が必要です)</u> ①一定の取組に関する書類(予防接種済証又は領収書、各検診(健診)の結果通知表又は領収書) ②特定一般用医薬品等購入費の額を記載した明細書又は領収書
- ・ 控除額の算式 (支払った特定一般用医薬品等購入費の総額ー補項(ほてん)された金額) 12,000円(最高 88,000円)
 ※対象となる医薬品の品目については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

●申告時のお願い

短時間に多くの方の申告受付を行うために、あらかじめ収入・必要経費や、医療費等の領収書などを整理・集計した上で申告会場に来てください。事前に整理・集計していない方は、会場内にテーブルを用意してあります。